

丸亀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

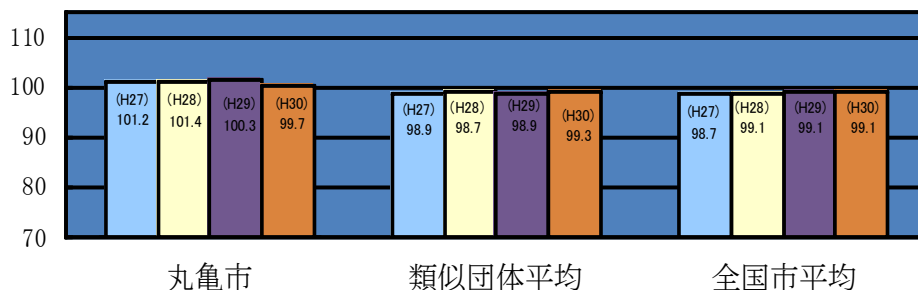
区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 1 1 3, 5 4 5	千円 39,836,597	千円 487,698	千円 7,011,843	% 1 7 . 6	% 1 7 . 1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	<参考> 類似団体一 人当たり給 与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 854	千円 3,061,654	千円 544,754	千円 1,209,260	千円 4,815,668	千円 5,639	千円 5,683

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（理由）
（給料表の改定実施時期）H28.4.1
（内容）国の見直し内容を踏まえ平均 2%引下げ

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6%に対し、丸亀市において 6%を支給。
（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。平成 28 年度は 6%を支給。

（参考）高松市に勤務する場合

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年 度の支給 割合	平成 29 年 度の支給 割合	平成 30 年 度の支給 割合
		4 月 1 日時点	遡及改定 後			
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%
丸亀市の支給割合	3%	3%	—	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当、災害派遣手当を追加（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	43.3 歳	324,528 円	392,367 円	351,937 円
香川県	43.9 歳	328,971 円	415,101 円	361,588 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	42.3 歳	318,726 円	397,052 円	358,339 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	46.3 歳	115 人	328,145 円	378,887 円	344,012 円
うち 清掃職員	47.8 歳	52 人	330,700 円	405,112 円	349,462 円
うち 給食調理員	43.9 歳	18 人	312,900 円	344,478 円	324,122 円
うち 校務技師	46.8 歳	13 人	354,200 円	376,569 円	370,385 円
香川県	53.1 歳	23 人	317,339 円	356,731 円	335,952 円
国	50.7 歳	2,533 人	286,817 円	—	328,637 円
類似団体	51.5 歳	49 人	315,258 円	353,594 円	333,233 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
丸亀市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理従業員	45.8 歳	293,000 円	1.38
うち 給食調理員	調理師	43.2 歳	234,800 円	1.47
うち 校務技師	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.82

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C / D
丸亀市	—	—	—
うち 清掃職員	6,521,344 円	4,038,000 円	1.61
うち 給食調理員	5,663,936 円	3,229,000 円	1.75
うち 校務技師	6,162,628 円	2,808,700 円	2.19

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 27～29 年の 3 カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 技能労務職にかかる平均給料月額は100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	39.0 歳	285,619 円	331,608 円
香川県	43.3 歳	359,832 円	406,265 円
類似団体	38.9 歳	296,320 円	348,853 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	151,500 円	140,400 円	—
教育職	大学卒	185,800 円	207,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	265,000 円	328,100 円	371,400 円
	高校卒	218,900 円	284,700 円	327,500 円
技能労務職	高校卒	215,600 円	—	342,200 円

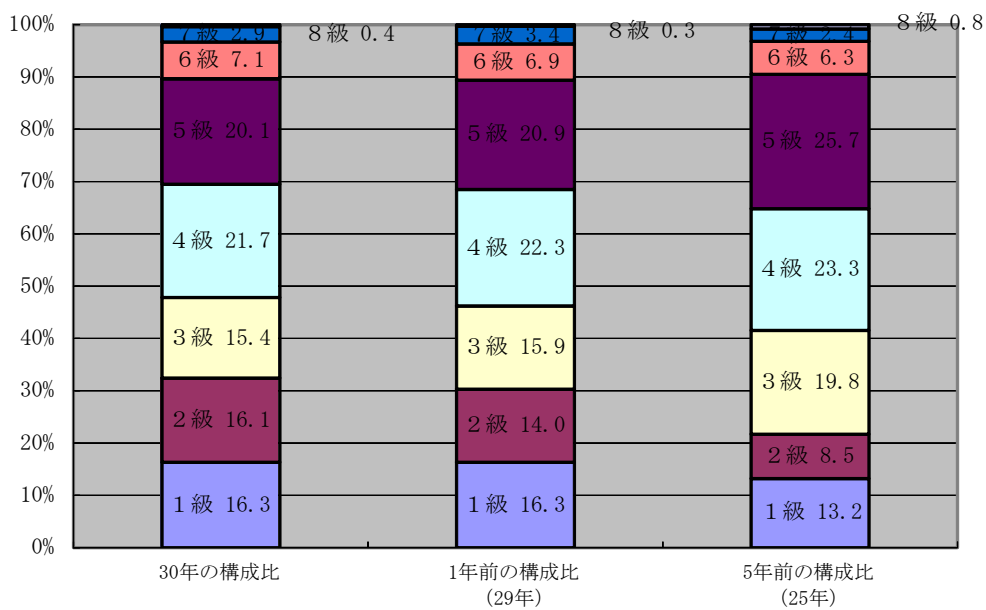
100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

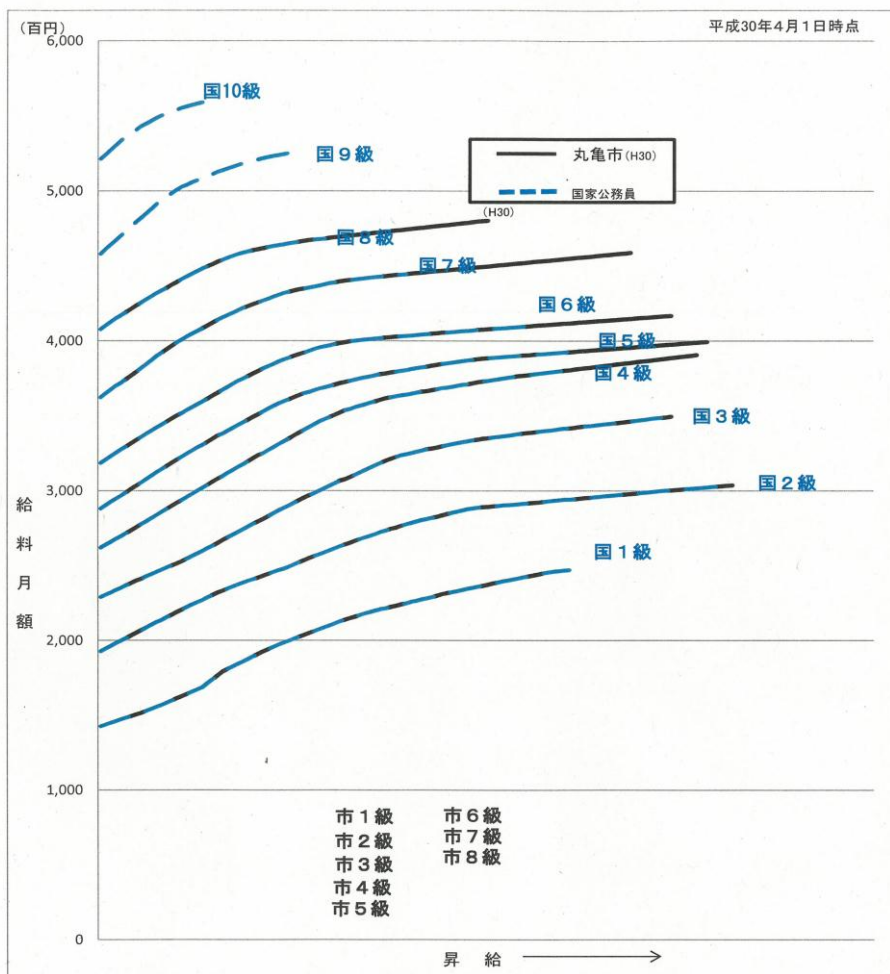
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	157人	16.3%	144,100円	247,600円
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	155人	16.1%	194,000円	304,200円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	149人	15.4%	230,000円	350,000円
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	210人	21.7%	263,000円	391,100円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	194人	20.1%	288,900円	399,800円
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	69人	7.1%	319,200円	417,200円
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	28人	2.9%	362,900円	459,200円
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	4人	0.4%	408,100円	480,600円

- (注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丸亀市）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,478 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,733 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丸亀市）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

丸 亀 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
1人当たり平均支給額 18,295千円（29年度）	
(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。	

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			-
支給職員一人当たりの平均支給年額（29年度決算）			-
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	6%	4人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			99.7 (99.7)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

（注） 支給対象職員が少数（4人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			39,697千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			94千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			47.4%	
手当の種類（手当数）			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 29年度決算	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	6,632千円	(1) 日額 400円 半日 200円 (2) 日額 200円 半日 100円
2 行旅病死人等処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病死人等の処理業務に従事したとき	0円	(1) 1件につき 2,000円 (2) 1件につき 10,000円
3 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		18千円	(1) 日額 200円 (2) 半日 100円
4 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき		0円	1件につき 1,000円 1日につき 2,000円
5 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1)死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2)その他の葬祭業務に従事したとき		0円	(1) 1件につき 1,200円 (2) 1件につき 600円

6 清掃作業手当	<p>1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき</p> <p>(1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき</p> <p>(2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき</p> <p>2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。</p> <p>(1) 監督員</p> <p>(2) 清掃指導員又は班長</p> <p>(3) 副班長</p> <p>(4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者</p> <p>3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき</p>	15,849 千円	<p>1</p> <p>(1) 日額 1,250 円 半日 630 円</p> <p>(2) 日額 1,250 円 半日 630 円</p> <p>2</p> <p>(1) 日額 1,430 円 半日 720 円</p> <p>(2) 日額 1,370 円 半日 690 円</p> <p>(3) 日額 1,310 円 半日 660 円</p> <p>(4) 日額 1,380 円 半日 690 円</p> <p>3 1 件につき 500 円</p>
7 汚物処理手当	<p>1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき</p> <p>(1) 午前及び午後に各 1 回以上従事したとき</p> <p>(2) 午前又は午後に 1 回以上従事したとき</p>	2 千円	<p>(1) 1 日につき 1,000 円</p> <p>(2) 1 日につき 500 円</p>
8 消防業務手当	<p>1 水火災等の出勤に従事したとき。</p> <p>2 救急出勤の業務に従事したとき。</p> <p>(1) 救急救命士</p> <p>(2) 上記以外</p> <p>3 非番の者が招集されたとき。</p> <p>4 夜間に特殊業務に従事したとき。</p> <p>(1) 2 時間以上</p> <p>(2) 2 時間未満</p>	2,450 千円	<p>1 1 回につき 100 円</p> <p>2</p> <p>(1) 1 回につき 130 円</p> <p>(2) 1 回につき 100 円</p> <p>3 1 回につき 200 円</p> <p>4</p> <p>(1) 1 回につき 150 円</p> <p>(2) 1 回につき 100 円</p>
9 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	0 円	日額 300 円 半日 150 円
10 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	105 千円	日額 400 円 半日 200 円
11 航路手当	航路を利用し通勤する者	1,122 千円	1 日につき 400 円
12 水道作業手当	次亜塩素酸ナトリウム又は苛性ソーダの漏えい時に事故処理作業に従事したとき。 劇物又は有害ガスを発生物質を使用した水質検査（水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する検査を除く。）に従事したとき。	（丸亀市水道事業が、香川県広域水道企業団へ移管されたことに伴い平成 30 年 4 月 1 日新設）	30 分未満 250 円 30 分以上 500 円 日額 300 円 半日 150 円
13 担当長手当	担当長の職にある者	13,500 千円	月額 10,000 円

(5) 時間外勤務手当等

支給実績（29年度決算）	274,900千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	343千円
支給実績（28年度決算）	278,535千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	354千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(注) 時間外・夜間・休日勤務手当を合計した金額である。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）																								
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 9,500円 ・子 10,000円 ・配偶者と子以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合1人目の子以外の扶養親族（※1） 8,000円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円 	異	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 +3,000円 （※1）の場合 +1,500円 	85,832千円	235千円																								
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超⇒（家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円（最高限度額27,000円） 	同	—	45,005千円	291千円																								
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） ・自動車等を使用 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>片道 2～5km未満</td> <td>2,700円</td> <td>5～10km未満</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>10～15 "</td> <td>8,300円</td> <td>15～20 "</td> <td>11,100円</td> </tr> <tr> <td>20～25 "</td> <td>13,900円</td> <td>25～30 "</td> <td>16,700円</td> </tr> <tr> <td>30～35 "</td> <td>19,500円</td> <td>35～40 "</td> <td>22,300円</td> </tr> <tr> <td>40～45 "</td> <td>25,100円</td> <td>45～50 "</td> <td>27,900円</td> </tr> <tr> <td>50km以上</td> <td>30,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	片道 2～5km未満	2,700円	5～10km未満	5,500円	10～15 "	8,300円	15～20 "	11,100円	20～25 "	13,900円	25～30 "	16,700円	30～35 "	19,500円	35～40 "	22,300円	40～45 "	25,100円	45～50 "	27,900円	50km以上	30,700円			異	自動車 各距離に応じ +700円～ +8,000円	57,460千円	77千円
片道 2～5km未満	2,700円	5～10km未満	5,500円																										
10～15 "	8,300円	15～20 "	11,100円																										
20～25 "	13,900円	25～30 "	16,700円																										
30～35 "	19,500円	35～40 "	22,300円																										
40～45 "	25,100円	45～50 "	27,900円																										
50km以上	30,700円																												
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級） 課長級 68,500（7級）円又は64,000円（6級） 室長級 59,400（7級）又は55,500円（6級） 副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制） 	異	支給金額	112,248千円	750千円																								
宿日直手当	勤務1回につき4,400円	同	—	88千円	0千円																								

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給料	市 副 市 長	市長	971,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,070,000円 / 803,300円 879,000円 / 696,600円
		副市長	765,000円	
報酬	議 副 議 長	議長	586,000円	660,000円 / 452,000円
		副議長	512,000円	620,000円 / 390,000円
		議員	457,000円	590,000円 / 370,000円
期末手当	市 副 市 長	市長	(29年度支給割合) 3.30月分	
		副市長	(29年度支給割合) 3.30月分	
退職手当	市 副 市 長	市長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数	(支給時期) 退職した日から1月以内
		副市長	給料月額×4×在職年数	退職した日から1月以内

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

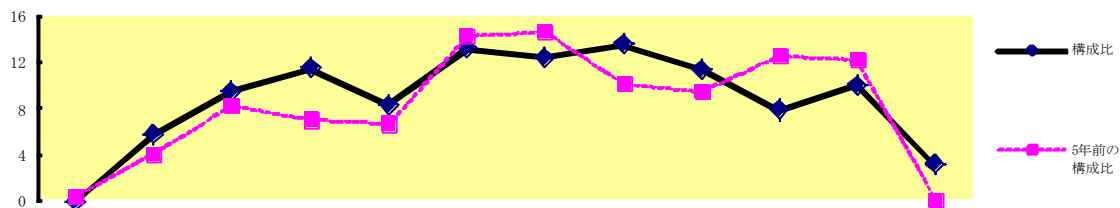
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
		総務	134	128	△6	
		税務	35	35	0	
		民生	232	236	4	
		衛生	93	92	△1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	28	27	△1	
		商工	20	14	△6	
		土木	53	51	△2	
		小 計	602	590	△12	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.96人 (類似団体の人口1万人当たり職員数48.36人)
	教育部門	133	138	5		
	消防部門	119	119	0		
	小 計	854	847	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.60人 (類似団体の人口1万人当たり職員数65.66人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水 道 所 他	水道	33	32	△1	
		下水道	14	13	△1	
		その他	74	74	1	
	小 計	121	119	△2		
合 計			975	966	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.08人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）

単位（％）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	56人	92人	111人	80人	62人	120人	131人	110人	76人	97人	31人	966人

（注） 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	562	575	588	594	602	590	28（5.0%）
教育	129	130	131	130	133	138	9（7.0%）
消防	119	117	118	120	119	119	0（0%）
普通会計計	810	822	837	844	854	847	37（4.6%）
公営企業等会計計	117	114	115	119	121	119	2（1.8%）
総合計	927	936	952	963	975	966	39（4.2%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

丸亀市水道事業は、平成30年4月1日より、県内水道事業が香川県広域水道企業団へ統合されたことに伴い廃止されているため、平成30年4月1日時点における公表データについては、香川県広域水道企業団へ派遣している職員に係るものです。

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める職員給与比率
29年度	千円 2,445,534	千円 212,011	千円 276,875	% 11.3	% 9.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	<参考> 市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 33	千円 129,477	千円 15,063	千円 51,346	千円 195,886	千円 5,936	千円 5,719

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸亀市	43.6 歳	333,963 円	494,667 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（水道事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,440千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,478千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

丸亀市（香川県広域水道企業団派遣職員）			丸亀市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額 18,295千円（29年度）					
（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。					

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			－
支給職員1人当たりの平均支給年額（29年度決算）			－
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	6%	0人	6%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		620千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		103千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		18.2%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 29年度決算	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に従事した職員（管理職員除く）	0円	月額 給料月額に100分の2を乗じて得た額
2 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	0円	1件につき200円
3 危険作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	20千円	日額300円 半日150円
	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故処理作業に従事したとき		30分未満 250円 30分以上 500円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査		日額300円 半日150円
4 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	0円	1回800円
5 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の再検針業務に従事したとき	0円	1件につき70円
6 担当長手当	担当長の職にある者	600千円	月額10,000円

（注） 企業手当については、平成19年度より支給を停止している。

オ 時間外勤務手当等

支給実績（29年度決算）	3,392千円
支給職員一人当たりの平均支給年額（29年度決算）	197千円
支給実績（28年度決算）	4,319千円
支給職員一人当たりの平均支給年額（28年度決算）	237千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,772千円	185千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,109千円	305千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,070千円	74千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,100千円	683千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円

(2) ポートレース事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
平成 29年度	80,561,776	25,527,474	229,649	0.3

（注） 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 29年度	30	115,921	27,796	44,283	188,000	6,267

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

2) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（ボートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,556千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,478千円
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

丸亀市（ボートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）
1人当たり平均支給額 18,295千円（29年度）	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			0
支給職員一人当たりの平均支給年額（29年度決算）			0
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	6%	0人	6%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		10,280千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		315千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		100%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 29年度決算	左記職員に対する支給単価
1 モーターボート競走事業開催手当	モーターボート競走が行われる日及び場間場外発売日に業務に従事したとき。 1 1月4日から12月28日までの間において業務に従事したとき。 2 12月29日から12月31日までの間において業務に従事したとき。 3 1月1日から1月3日までの間において業務に従事したとき。	9,820千円	日額 1,500円 半日 750円 日額 4,000円 半日 2,000円 日額 6,000円 半日 3,000円
2 担当長手当	担当長の職にある者	460千円	月額 10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	5,187千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	352千円
支給実績（28年度決算）	3,473千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	245千円

（注） 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （29年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,372千円	291千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,218千円	305千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,152千円	80千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,748千円	678千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円